●建築物の敷地面積の最低限度

◇ 制限については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課
TEL.0428－23－3692まで問い合わせください。

敷地面積の最低限度とは、敷地の細分化を防止し、ゆとりある良好な住宅地を維持するための制度です。
敷地面積の最低限度の都市計画決定後は、建築物の敷地面積が、定められた最低限度以上でなければ建築することが出来ません。
青梅市では、第一種低層住居専用地域（建蔽率 40％、容積率 80％）の一部について、敷地面積の最低限度を 120 ㎡と定めています。
（平成 16 年 6 月 24 日東京都告示第 1080 号にて指定）

※　都市計画決定時点で、敷地面積が最低限度に満たない敷地については、新たに分割しない限り、建築ができます。
※　都市計画決定後に敷地を分割しても、最低限度を満たしている敷地は、建築ができます。
※　都市計画決定後に敷地を分割し、それによって最低限度に満たなくなった敷地については、原則的に建築することができません。
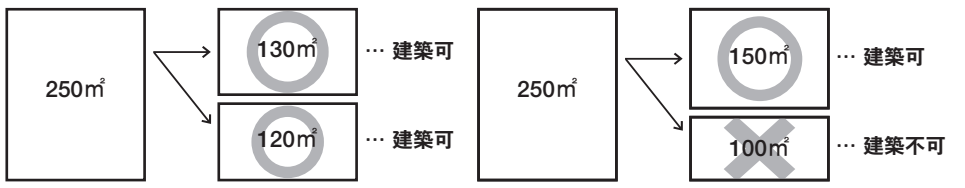
〔敷地分割の例〕